

試作車及び組立車等の届出先及び添付資料等一覧表

		区分	試作車・組立車		試作車・組立車の改造(注4)
			被牽引自動車以外	被牽引自動車	
届出先(注1)			主管	事務所等	事務所等
届出書			○	○	○
概要等説明書			○	○	○
添付資料	試作車・組立車等審査結果通知書等				○
	車両を特定する資料				○
	主要諸元要目表(注2)		○	○	○
	外觀図		○	○	○
	装置の詳細図(改造部分詳細図)(注3)		○	○	△※1
	車枠(車体)全体図		○	○	△
	保安基準適合検討書		○	○	○
	技術基準等への適合性を証する書面		○	○	△
	電気装置の要目表				△※2
	最大安定傾斜角度計算書		○	○	△※3
	制動能力計算書		○	○	△※4
	走行性能計算書		○	○	△※5
	最小回転半径計算書		○	○	△※6
強度検討書	車枠(車体)		○	○	△
	動力伝達装置		○	○	△
	走行装置		○	○	△
	操縦装置		○	○	△
	制動装置		○	○	△
	緩衝装置		○	○	△
	連結装置		○	○	△
電気装置		○	○	△	
その他書面			△	△	△

備考

- 印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
- 注1:「主管」とは、主管事務所および沖縄事務所をいう。なお、届出先が事務所等となっているものは、主管においても取扱う。
- 注2:主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。
- 注3:装置の詳細図は、自動車型式認証実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」の別表第1項3(7)に準じたものとする。
- 注4:審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.(5)に該当する改造をいう。
- 試作車・組立車の改造欄は、試作車または組立車に独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程 別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造をおこなった自動車に適用する。
- ※1は、改造部分詳細図の他、高電圧システムに関する電気回路図及び感電保護対策に関するものとして自動車に備えた各電気装置の関連図を添付するものとする。
- 保安基準適合検討書は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(5)に準じたものとする。
- 技術基準への適合性を証する書面は、装置及び装置により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性を証する書面。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる資料がある場合、必要となる資料を添付するものとする。
- ※2は、電動機の場合に添付するものとする。
- ※3は、条件が不利となる場合に添付するものとする。
- ※4は、駐車ブレーキに係るもののみとする。走行装置の改造の場合、三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るもののみとする。
- ※5は、連結検討計算書等に代えて提出できるものとする。
- ※6は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。
- 試作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用されるものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
- 試作車・組立車の改造届出を行うものは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。
- 添付資料の詳細は、「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて(自技第240号平成7年11月21日)を参照すること。